

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	登別市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2015062900012/

執行機関名 登別市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	登別市乳幼児等医療費助成条例(昭和48年条例第10号)の規定による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		登別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第4号)別表第1 第22の項 登別市乳幼児等医療費助成条例(昭和48年条例第10号)の規定による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	登別市乳幼児等医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、他の法令に規定するもののほか、 <u>乳幼児等</u> に対し医療費の一部を助成し、もって <u>乳幼児等の健康増進と健やかな育成</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		登別市乳幼児等医療費助成条例(昭和48年条例第10号) 登別市乳幼児等医療費助成条例施行規則(昭和48年規則第23号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	登別市乳幼児等医療費助成条例施行規則(昭和48年規則第23号)第4条
②事務の内容	児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児等に対する医療費の助成の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	登別市乳幼児等医療費助成条例施行規則第3条第2項第2号及び第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該認定の申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号	登別市乳幼児等医療費助成条例施行規則第9条
②事務の内容	児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	登別市乳幼児等医療費助成条例第9条の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号 イ	登別市乳幼児等医療費助成条例第9条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	当該認定の届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
備考		